

(その4) 地域医療従事者による診療、研究又は研修のための利用（共同利用）のための体制が整備されていることを証する書類

1 前年度の共同利用の実績

① 前年度において共同利用を行った医療機関の延べ数： 918件 (H29.4-H30.3)

内訳：CT/406件、MRI/475件、RI/36件、骨塩定量/1件

② ①の医療機関のうち開設者と直接関係のない医療機関の延べ数： 918件

③ 共同利用に係る病床の病床利用率： 0%

注 前年度において共同利用を行った実績がある場合において、当該前年度の共同利用を行った医療機関の延べ数、これらの医療機関のうち開設者と直接関係のない医療機関の延べ数、共同利用に係る病床の病床利用率等を明記すること。

2 共同利用の範囲等

① 共同利用を行った建物、設備、器械又は器具の名称：

CT・MRI・RI・骨塩定量・講堂・会議室・図書室

② 開放病床： 5床

注 当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具のうち、共同利用の対象とする予定のものを明記すること。

3 共同利用の体制

ア 共同利用に関する規定の有無 有・無 別紙1のとおり

イ 利用医師等登録制度の担当者 氏名： 高草木 昌巳

職種： 事務

注 共同利用に関する規定がある場合には、当該規定の写しを添付すること。

4 登録医療機関の名簿

医療機関名	開設者名	住所	主たる診療科名	地域医療支援病院開設者との経営上の関係
別紙2のとおり	(四合)			

注 当該病院と同一の二次医療圏に所在する医療機関のみ記載すること。

常時共同利用可能な病床数	5 床
--------------	-----

(その5) 地域医療従事者の資質の向上を図るために研修を行わせる能力を有することの証明

1 研修の内容

- ① 医学又は医療に関する講演会（学術講演会）：10回
 - ② 地域の医師等を含めた症例検討会：9回
 - ③ その他の研修会：46回

2 研修の実績

(1) 地域の医療従事者への実施回数	65回
(2) (1) の合計研修者数	2,104人

注 1) 研修は、当該病院以外の地域の医療従事者が含まれるものであること。

2) (2) には、前年度の研修者の実数を記載すること。

3 研修の体制

ア 研修プログラムの有無 有・無

イ 研修委員会設置の有無 有・無

ウ 研修指導者

注 研修指導者のうち、教育責任者については、特記事項欄にその旨を記載すること。

4 研修実施のための施設及び設備の概要

施設名	床面積	設備概要
研究室（2階小会議室）	26.100 m ²	（主な設備） 机、椅子 定員 10名
講堂	162.960 m ²	（主な設備） 机、椅子、マイク設備、プロジェクタ-3台 定員 120名 2室に分割可能
図書室	110.453 m ²	（主な設備） 書籍蔵書 4,100冊 医学雑誌 210種 1室
2階 ミーティングルーム	13.025 m ²	（主な設備） 机、椅子 定員 8名
3階 第1会議室	42.370 m ²	（主な設備） 机、椅子 定員 30名
3階 第2会議室	19.909 m ²	（主な設備） 机、椅子 定員 12名
医療連携等情報コーナー	51.490 m ²	（主な設備） 机、椅子、本棚、65型液晶TV、ブルーレイ レコ-ダ- 定員 24名
研修医室	64.245 m ²	（主な設備） 机、椅子 定員 12名

(その6) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理方法

管理責任者氏名	院長 桑島 信
管理担当者氏名	医事課 診療情報管理係 古館 千秋

記録の種類	保管場所	分類方法
診療に関する諸記録 病院日誌、各科診療日誌、処方箋、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状及び退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約	1. 病院日誌(総務課) 2. 各種診療日誌(看護部) 3. 医療記録 (電子カルテデータとして サーバー内に保管:情報システム係)	電子カルテデータ (1患者1ID:入院外来 同一ファイル)
病院の 管理及 び運営 に關す る諸記 録	共同利用の実績	地域医療連携室
	救急医療の提供の実績	医事課
	地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績	総務課
	閲覧実績	地域医療連携室
	紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績の数を明らかにする帳簿	地域医療連携室

注1) 「保管場所」欄には、当該記録を保管する部署名を記載すること。

2) 「診療に関する諸記録」については、個々の記録について記載する必要はなく、諸記録の分類方法及び全体としての管理方法の概略を記載すること。

(その7) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法に関する書類

閲覧責任者氏名	地域医療連携室 主幹 高草木 昌巳
閲覧担当者氏名	地域医療連携室 主事 吉田 宗紀
閲覧の求めに応じる場所	地域医療連携室（相談室）
閲覧の手続の概要	
<ul style="list-style-type: none"> ・記録の閲覧をしようとする者は、事前に諸記録閲覧申請書を地域医療連携室に提出する。 ・登録医療機関等からの申し出 ・諸記録の検索 ・院内のルールに基づき閲覧 ・閲覧要綱:有 	
<p style="text-align: center;">※ 閲覧の実績 0件</p>	

前年度の総閲覧件数	0 件
閲覧者別	
医師	0 件
歯科医師	0 件
地方公共団体	0 件
その他	0 件

注 閲覧件数については、前年度の延べ件数を記載すること。

(その8) 委員会の開催の実績

委員会の開催回数	1回	桐生厚生総合病院地域医療支援委員会
委員会における議論の概要		
<p>・開催日：平成29年6月28日（水） ・開催場所：桐生厚生総合病院 2階講堂（小） ・協議内容：地域医療向上について ① 紹介患者に対する医療の提供 ② 共同利用 ③ 救急医療 ④ 地域医療従事者の研修会等</p>		

注) 委員会の開催回数及び委員会における議論の概要（開催日、開催場所、協議事項、報告事項等）については、前年度のものを記載すること。

(その9) 患者相談の実績

患者相談を行う場所	相談窓口・相談室・その他（相談支援センター）																		
主として患者相談を行った者 (複数回答可)	看護師、社会福祉士、臨床心理士																		
患者相談件数	4, 566件 (H29.4-H30.3)																		
患者相談の概要																			
<p>① 相談の類型</p> <table> <tbody> <tr> <td>・転院・施設に関すること</td> <td>・受診・入院に関すること</td> <td>・在宅ケア</td> </tr> <tr> <td>・入院療養生活に関すること</td> <td>・心理・情緒に関すること</td> <td>・家族関係に関すること</td> </tr> <tr> <td>・虐待・暴力に関すること</td> <td>・復職・復学に関すること</td> <td>・情報提供に関すること</td> </tr> <tr> <td>・医療費に関すること</td> <td>・経済的問題に関すること</td> <td>・理解促進に関すること</td> </tr> <tr> <td>・住居に関すること</td> <td>・退院に関すること</td> <td>・がん相談に関すること</td> </tr> <tr> <td>・遺族に関すること</td> <td>・その他</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>② 相談に基づき講じた対策等</p> <p>上記に対して適切な助言、調整、情報提供等支援を行った。</p> <p>また、必要に応じ関係機関との連携を取り、支援を行っている。</p> <p>※ 平成25年度から退院支援担当看護師が専従として配置されたため、療養生活中おこる看護上の問題や療養環境の調整等看護師への相談対応がより構築された。</p>		・転院・施設に関すること	・受診・入院に関すること	・在宅ケア	・入院療養生活に関すること	・心理・情緒に関すること	・家族関係に関すること	・虐待・暴力に関すること	・復職・復学に関すること	・情報提供に関すること	・医療費に関すること	・経済的問題に関すること	・理解促進に関すること	・住居に関すること	・退院に関すること	・がん相談に関すること	・遺族に関すること	・その他	
・転院・施設に関すること	・受診・入院に関すること	・在宅ケア																	
・入院療養生活に関すること	・心理・情緒に関すること	・家族関係に関すること																	
・虐待・暴力に関すること	・復職・復学に関すること	・情報提供に関すること																	
・医療費に関すること	・経済的問題に関すること	・理解促進に関すること																	
・住居に関すること	・退院に関すること	・がん相談に関すること																	
・遺族に関すること	・その他																		

注 1) 患者相談件数については、前年度の延べ件数を記載すること。

2) 患者相談の概要については、相談内容を適切に分類し記載するとともに、相談に基づき講じた対策等があれば併せて記載すること。また、個人が特定されないよう配慮すること。

(その 10) その他の地域医療支援病院に求められる取組みに関する書類（任意）

1 病院の機能に関する第三者による評価

病院の機能に関する第三者による評価の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
・評価を行った機関名及び評価を受けた時期	
日本医療機能評価機構（Ver6.0・審査体制区分4）	
平成24年12月7日（平成24年11月18日～平成29年11月17日）	

注 病院の機能に関する第三者による評価は、公益財団法人日本医療機能評価機構等によるものであること。

2 果たしている役割に関する情報発信

果たしている役割に関する情報発信の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
・情報発信の方法、内容等の概要	
病院ホームページ	広報誌（院外広報・薬剤/臨床検査/栄養情報紙）
地域医療連携情報紙	構成2市（桐生市、みどり市）の広報誌
市民対象・医療関係者対象の講演会・研修会・勉強会・ハッピー健康相談室	
地域情報紙への健康に関する情報提供	
地域FM放送局への市医師会と交互の出演し健康情報の提供	

3 退院調整部門

退院調整部門の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
・退院調整部門の概要	
入院早期から退院支援の必要な患者をスクリーニングにより抽出し、在宅、施設、転院のいずれかへ地域との連携を図りながら調整を行っている。	

4 地域連携を促進するための取組み

地域連携クリティカルパスの策定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
・策定した地域連携クリティカルパスの種類・内容	
5大がん連携パス（群馬県がん診療拠点病院共通パス）	
胃がん・大腸がん・肺がん・肝臓がん・乳がん	
脳卒中地域連携パス	
・地域連携クリティカルパスを普及させるための取組み	
連携登録医への説明及び資料配付 がん相談支援センター設置	
市民公開講演開催 年2回（がんに関する講演）	
がん患者サロン開催 月1回	
緩和研修会開催 年1回（地域医療従事者含む）	
病診連携会議開催 年3回 がんを含む各種パンフレット作成・配布	
脳卒中連携パス検討会開催（年2回） 群馬脳卒中医療連携の会参加（年3回）	
・地域医療勉強会 年4回 その他研修会及び検討会を実施（地域の医療従事者向け）	

桐生厚生総合病院共同利用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、桐生厚生総合病院（以下「病院」という。）の施設、設備等を共同利用することについて、必要な事項を定めるものとする。

(共同利用を行う者)

第2条 共同利用を行う者は、病院に勤務しない医師、歯科医師その他の医療従事者とする。
ただし、次条第1号の共同利用については、登録医として登録を受けた者（以下「登録医」という。）とする。

(共同利用の対象)

第3条 病院の共同利用の対象は、次の施設、設備等とする。

- (1) 共同して診療するための専用病床（以下「開放病床」という。） 5床
- (2) CT、MRI、RI、骨密度
- (3) 講堂、会議室等
- (4) 図書室
- (5) その他病院長が必要と認める施設、設備等

(開放病床)

第4条 開放病床を利用しようとする登録医は、診療情報提供書にその旨を記載し、病院に提出するものとする。

2 前項に規定する診療情報提供書の提出があったときは、病院の医師又は歯科医師（以下「主治医」という。）は、速やかに調整を行い、必要に応じて患者を診察し、開放病床への入院の手続を行うものとする。ただし、医学的に入院加療を必要としない場合は、登録医にその旨を連絡するものとする。

3 開放病床の診療は、登録医と主治医が行う。この場合において、登録医は、事前に主治医の許可を得るものとする。

4 開放病床の患者の治療方針の決定は、登録医と主治医が協議し、主治医が行うものとする。

(申請)

第5条 第3条第1号に規定する開放病床以外の施設、設備等を利用しようとする場合には、事前に施設・設備共同利用申請書（様式1）で申請するものとする。病院長は、内容を審査し、診療、研究又は研修のために必要な場合は許可するものとする。

(利用時間)

第6条 共同利用の時間は、病院の休診日を除く、午前9時00分から午後5時00分までとする。ただし、病院長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(利用者の義務)

第7条 第3条に規定する施設、設備等を共同利用しようとする者は、病院の諸規定を遵守しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、病院長が別に定める

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。